

第1章 はじめに

本市では、災害対策基本法に基づき、地域防災計画を策定し、災害の予防対策、応急・復旧対策を取りまとめるとともに、平成23年3月に発生した東日本大震災等における諸課題や南海トラフ巨大地震への対応などを踏まえて、随時改訂を行っている。

一方、大規模な地震等の災害が発生した際には、市は、災害応急対策活動及び、復旧・復興活動の主体としての役割を果たすとともに、災害時であっても休止することができない業務を適切に遂行することも求められている。

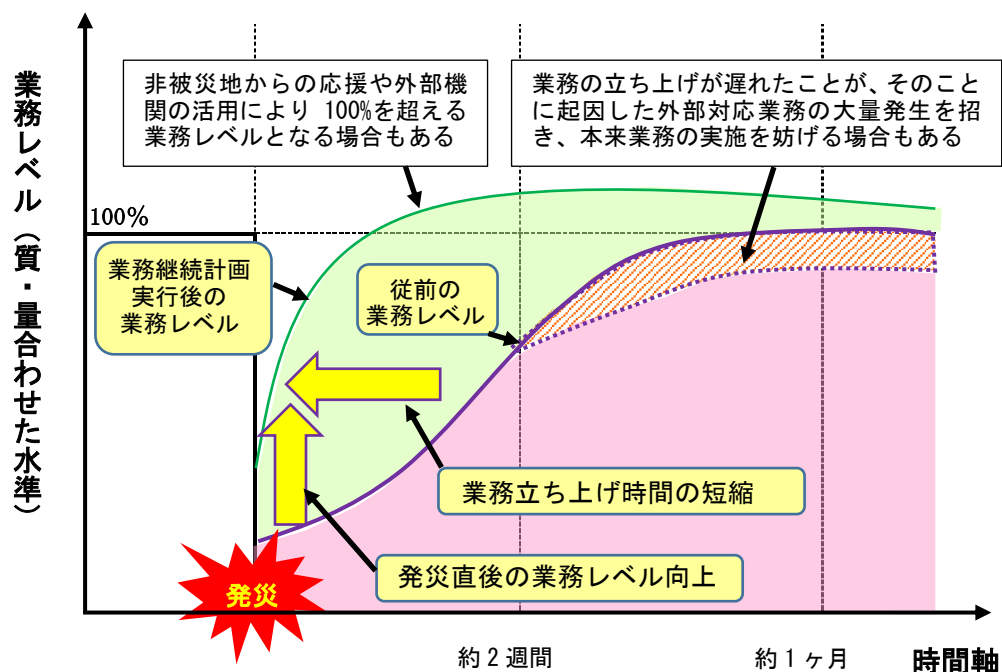
こうしたことから、大規模災害等により、市の業務遂行能力が低下した場合でも、資源の確保・配分等について定める「業務継続計画（BCP）」を策定し、発災時の円滑な業務の遂行と行政機能の早期復旧に備えることとする。

1-1. 業務継続計画とは

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、応急対策や復旧・復興業務などのほか、継続性の高い通常業務等、優先的に実施すべき業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源や執務環境の確保等をあらかじめ定めておくものである。

また、業務継続計画を策定することにより、非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、発災直後の初動体制の確保が図られることで、適切かつ迅速に業務を実施することが可能となる。また、職員の睡眠や休憩、帰宅などの安全衛生面の向上も期待できる。

【業務継続計画の効果】



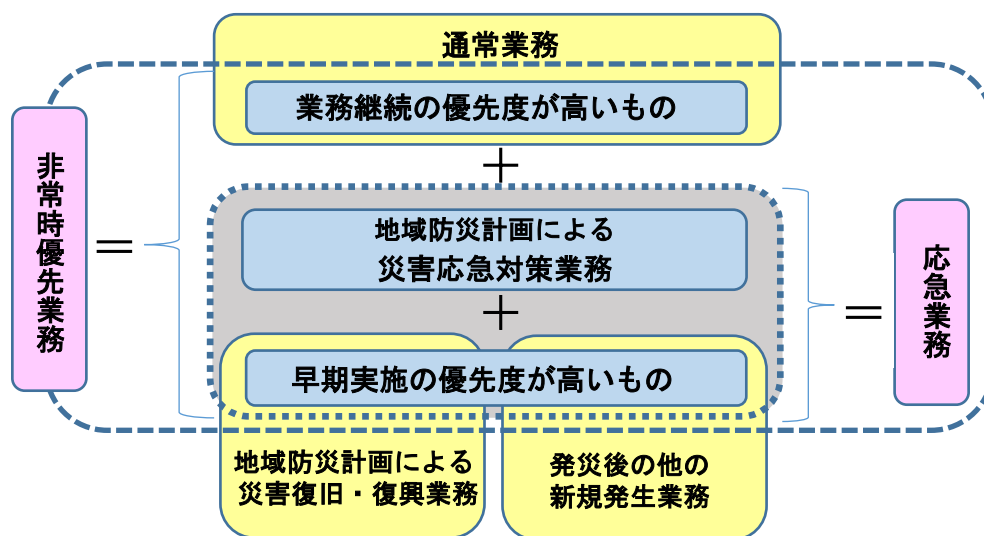
- あらかじめ非常時に実施する業務を特定することにより、業務の立ち上げ時間を短縮
- 発災を想定した事前対策を実施することにより、発災直後の業務レベルが向上

1－2．非常時優先業務とは

非常時優先業務は、大規模災害時にあっても優先して実施すべき業務のことであり、具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務等のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

発災後しばらくの期間は、各種の限られた資源を非常時優先業務に優先的に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は休止する、又は非常時優先業務の継続の支障とならない範囲で業務を実施する。

【非常時優先業務のイメージ】



1－3．地域防災計画等との関係

瑞浪市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、地震等の災害に対処するため、瑞浪市及び防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮し、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を保護することを目的としている。

一方、業務継続計画は、市庁舎や職員が大規模災害等で被災したことを前提としており、資源節約が伴う状況下においても、非常時優先業務の実施を確保するものである。

【瑞浪市地域防災計画と瑞浪市業務継続計画との違い】

	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定する。	発災時の限られた資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるよう規定する。(実効性の確保)
行政の被災	特に想定する必要がない。	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を前提とし、利用できる必要資源を基に計画を策定する。
対象業務	災害予防業務、災害応急対策業務、復旧復興業務	非常時優先業務(災害応急対策業務、優先度の高い復旧復興業務、優先度の高い通常業務)
業務開始目標時間	特に定める必要はない。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める。
職員の業務執行環境	記載は、必要事項ではない。	職員の業務執行体制を記載する。(食料、飲料水、トイレなど)

1－4．対象業務及び組織

本計画において対象とする非常時優先業務は、災害応急対策業務、優先度の高い復旧復興業務、優先度の高い通常業務とし、対象とする組織は次のとおりである。

【災害応急対策業務及び復旧復興業務】

瑞浪市地域防災計画で定められた部署とする

【優先度の高い通常業務】

本市の条例、規則等で定められた事務分掌に従う業務を行う部署とする

1－5．非常時優先業務の実施期間

本計画に基づく非常時優先業務を実施する期間は、発災から概ね2週間以内（災害応急対策が概ね完了すると見込まれる期間）とする。

1－6．計画方針

（1）基本方針

本計画では、大規模災害発生時における業務執行の基本方針を次のとおりとする。

- ・大規模災害から市民等の生命、身体及び財産を守ることを最大の目的とする。
- ・市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめ、早期復旧に努める。
- ・業務継続のための必要な体制をとり、限られた資源を最大限有効に活用する。

（2）対応方針

本計画において、次の方針に基づき、業務継続のための必要な体制を定め、非常時優先業務を実施する。

- ・大規模災害発生時は、災害応急対策業務を中心とした非常時優先業務を最優先に実施する。
- ・非常時優先業務の実施に必要となる人員、資機材等の資源の確保及び配分は、組織横断的に調整する。
- ・非常時優先業務の実施に必要となる人員、資機材等を確保するため、非常時優先業務以外の通常業務は休止する。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開を目指す。

1－7．計画の発動及び解除

（1）発動

本計画は、次のいずれかに該当する場合に発動する。

- ・瑞浪市で震度5強以上の地震を観測した場合
- ・その他、災害対策本部長が必要と認めた場合

（2）解除

災害対策本部長が、災害応急対策を概ね完了したと認める場合に解除する。

第2章 地震による被害想定

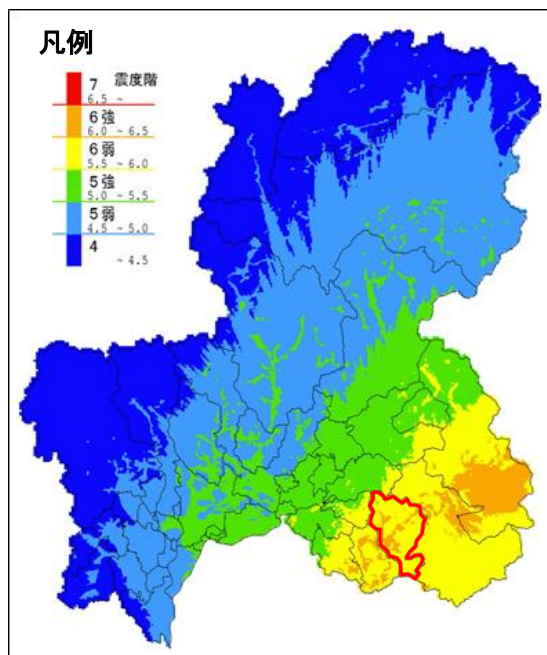
2-1. 地震災害

岐阜県内には、地震災害の要因となる活断層が多数存在しているほか、本市及び周辺においては、屏風山・恵那山及び猿投山断層帯や阿寺断層帯などが存在するとされている。中でも、「屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震」では、震度6弱～6強（震度6強の地域に人口の80%が、震度6弱の地域に20%が居住）が予測されている。

また、駿河湾から九州東方沖にいたる南海トラフ沿いの広い震源域が連動する「南海トラフ巨大地震」においては、震度5強～6弱（震度6弱の地域に人口の99%が居住）が予測されている。

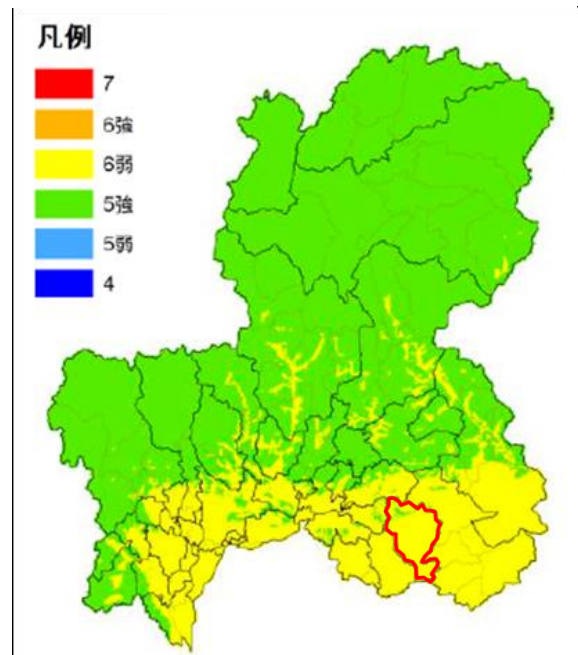
【地震別震度分布図】

屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震



出典：平成29～30年度内陸直下型地震に係る
震度分布解析・被害想定調査（岐阜県）

南海トラフ巨大地震



出典：平成23～24年度南海トラフ巨大地震
等被害想定調査（岐阜県）

2-2. 前提とする地震の被害想定

想定する災害は、応急業務の中心的な役割を担う庁舎施設等の検討が必須であることから、本庁舎が最も被害を受ける「屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震」を想定する。また、発災時刻は、人的被害や建物被害等が最大となり、職員の非常参集も必要となるなど、業務継続が困難な冬の早朝5時とする。

1. 想定する災害

項 目	想 定
災 害 名	屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震
発災条件	冬の早朝5時

2. 想定事象による市内の被害状況

項 目	被害状況（復旧予想）
震 度	震度6弱～6強（震度6強の地域に人口の80％が居住）
人的被害	死者数164人、負傷者数1,030人、要救出者数708人、避難者数10,829人
建物被害	全壊3,206棟、半壊3,744棟
火 災	焼失棟数15棟
交通機能	・市内各地で通行支障が発生する。 ・山間部の道路が通行困難となり、孤立地域が発生する。 ・鉄道は、被害や安全確認により、当面の間（3日～2週間）は利用困難となる。
ライフライン	・電力は、市内約半数世帯の復旧に3日間程度要する。 ・電話は、輻輳により1週間程度つながりにくくなる。 ・ガスは、建物が倒壊した箇所を除き、安全が確認できた時点で復旧が可能となる。 ・上水道は、市内約半数世帯の復旧に1週間程度を要する。 ・下水道は、市内のほとんどの世帯で利用困難となり、当面の間は復旧しない。（上水道の復旧より長期化）

出典：平成29～30年度内陸直下型地震に係る震度分布解析・被害想定調査（岐阜県）

＊交通機能及びライフラインについては、事業者への問い合わせ等に基づき、想定。

3. 公共施設の被害想定

項 目	状 況	被害想定
建 物	全施設耐震性有	災害対策本部を設置する市庁舎は耐震性を有しているが、庁舎が使用できない場合は保健センター等を使用する。 消防本部、消防署、各コミュニティーセンター（地区防災拠点）等の施設は使用可能な状態にある。
エレベーター	概ね3日間停止	電力供給停止期間中は、使用不可となる。
照 明	概ね3日間停止	電力供給停止期間中は、非常用電源設備の供給範囲となっている非常用照明、安全灯のみ点灯。
空 調	概ね3日間停止	電力供給停止期間中は、使用不可となる。

4. 公共施設に関するインフラの被害想定

項 目	状 況	被害想定
電 力	概ね3日間停止	断線等により、各施設の電力供給が停止する。
上 水 道	概ね1週間停止	上水道が断水により使用できない。受水槽又は高架水槽がある施設は、残量のみ使用できる。
下 水 道	当面の期間停止	下水道設備が損傷し、使用不可となる。下水道への自然流下可能施設は、水があればトイレを使用できる。
ガ ス	概ね1日程度	安全装置が作動し、ガスの供給が停止する。安全点検後、即座に使用可となる。
通 信	概ね1週間停止	外部インフラの通信設備の損傷及び輻輳により、つながりにくい状態となるが、災害時優先電話は使用可能となる。また、携帯電話のメールは、遅延するが、使用可となる。
情報システム	概ね3日間停止	電力供給停止期間中、各種情報システムは、使用不可となる。一部は非常用電源設備により電力を供給し、使用可となる。

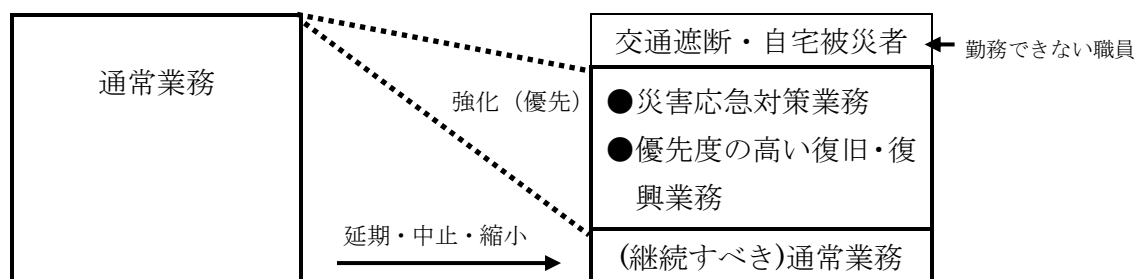
第3章 非常時優先業務

3-1. 非常時優先業務の選定方法

発災時に資源等の制約を伴う状況下で業務継続を図るためには、優先的に実施する業務を時系列で絞り込むことが必要となる。

非常時優先業務の候補となる各業務を対象に、発災後いつまでに業務を開始・再開する必要があるのかを検討し、概ね2週間以内に開始・再開すべき業務を非常時優先業務として選定する。

【地震等の災害応急対策業務と継続すべき通常業務のイメージ】



3-2. 非常時優先業務の選定基準

選定基準は、次表のとおり、市民の生命、身体及び財産の保護、並びに社会経済活動の維持への影響の度合いにより定める。

【非常時優先業務の選定基準】

着手時間（以内）	優先度	選定基準（影響の度合い）	
3 時間	A	業務に着手しないことにより、市民の生命、身体及び財産の保護、並びに社会経済活動の維持に対して	重大な影響を及ぼす
1 日	B		相当な影響を及ぼす
3 日	C		影響を及ぼす
1 週間	D		ある程度の影響を及ぼす
2 週間	E	災害復旧・復興業務や通常業務の中で、優先度が高い	

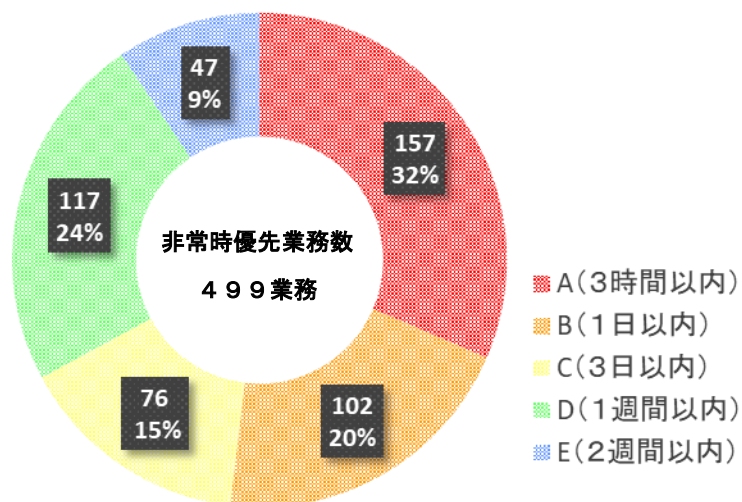
3－3．非常時優先業務の選定結果

非常時優先業務を選定した結果、災害対策応急業務及び優先度の高い災害復旧・復興業務は237業務、業務優先度の高い通常業務は255業務となり、合わせて非常時優先業務は492業務となった。（非常時優先業務の詳細は、別冊付属資料）

【非常時優先業務の選定数】

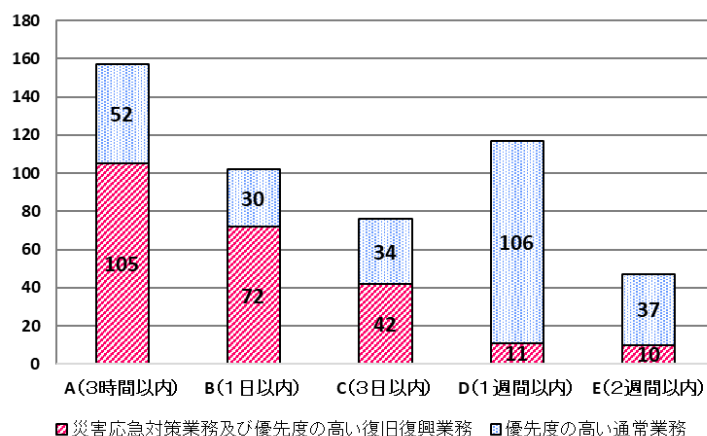
業務区分	全体（業務数）	着手時間（以内）				
		3時間	1日	3日	1週間	2週間
災害応急対策業務及び優先度の高い災害復旧復興業務	240	105	72	42	11	10
優先度の高い通常業務	259	52	30	34	106	37
合計	499	157	102	76	117	47

【非常時優先業務の内訳】



【時系列でみる非常時優先業務の内訳】

（業務）



第4章 業務継続に係る職員体制

4-1. 職員の参集体制

地震発生時における災害対策本部及び職員の体制は、次の基準により、準備体制、第2警戒体制、第1非常体制、第2非常体制に区分される。

【地震発生時の体制】

体 制	基 準	参集対象	配備体制
準 備 体 制	・市内で震度3の震度を観測 ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合	危機管理室（コミュニティー班含む）、建設部、経済部、消防部、必要に応じて各施設管理者	—
第2警戒体制	・市内で震度4又は5弱の地震を観測 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合	災害警戒体制本部員（危機管理室長、総務部長、民生部長、経済部長、建設部長、消防長、教育委員会事務局長）、危機管理室、コミュニティー班、社会福祉班、子育て支援班、高齢福祉班、健康づくり班、教育総務班、学校教育班、社会教育班、スポーツ文化班、農林班、清掃班、建設部全班、消防部全班、各施設管理者、市長が指示する班	災害警戒体制本部
第1非常体制	・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合	災害対策本部員（市長、副市長、教育長、理事、危機管理室長、総務部長、会計管理者、議会事務局長、民生部長、教育委員会事務局長、経済部長、建設部長、消防長） 危機管理室、コミュニティー班、秘書班、税務班、市民班、社会福祉班、子育て支援班、高齢福祉班、健康づくり班、保険年金班、教育総務班、学校教育班、社会教育班、スポーツ文化班、農林班、清掃班、建設部全班、消防部全班、市長が指示する班	災害対策本部
第2非常体制	・市内で震度5強以上の地震を観測	全職員	災害対策本部

4-2. 職員参集状況の推計

第2非常体制時における職員参集状況については、令和3年7月に実施した職員参集状況調査結果に基づき、推計した。

○参集条件

1. 在宅時に震度6弱の地震が発生。
2. 地震発生から3日間は、公共交通機関の停止や道路の被害により自家用車は使用できないものとし、徒歩（時速3km、1日最大移動距離20km）で参集する。
3. 4日目以降は交通網が復旧する。
4. 徒歩で3日以上時間を要する場合は、4日目以降に公共交通機関を利用する。
5. 自宅等の被災状況確認後、参集することとし、参集開始までに30分を要する。
6. 参集場所は勤務場所とする。ただし、各地区担当職員は、該当地区のコミュニティーセンターに参集することとする。

【職員参集状況調査結果】

所属名	職員数	1時間以内	3時間以内	6時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内
総務課	16	8	5		1		2
企画政策課	9	3	2	1	3		
秘書課	7	3	2			2	
税務課	20	10	8	1		1	
市民課	7	4	3				
総務部	59	28	20	2	4	3	2
市民協働課	5	3	1		1		
日吉コミュニティ	2	1		1			
釜戸コミュニティ	2			2			
陶コミュニティ	2	1		1			
稲津コミュニティ	2		2				
生活安全課	7	6	1				
まちづくり推進部	20	11	4	4	1		
社会福祉課	8	3	2		3		
高齢福祉課	13	5	5	1		2	
子育て支援課	7	3	3			1	
保険年金課	11	2	1	5	1	2	
健康づくり課	13	5	3	2	1	1	1
陶幼児園	5		5				
稲津幼児園	8	1	6	1			
みどり幼児園	11	4	2	1	4		
桔梗幼児園	9	2	2	4		1	
竜吟幼児園	6		6				
日吉幼児園	5		4	1			
一色幼児園	8		4	1	1	2	
瑞浪幼児園	8	1	2	2	1	2	
稲津地域子育て支援センター	1		1				
民生部	113	26	46	18	11	11	1
農林課・農業委員会・家畜診療所	12	1	9	1		1	
商工課	9	2	4	3			
環境課	6	1	2	1	1	1	
窯業技術研究所	2		2				
クリーンセンター	15	2	6	4		2	1
経済部	44	6	23	9	1	4	1
土木課	11	3	4	3		1	
都市計画課	14	5	3		1	4	1
上下水道課	12	4	4	2	1	1	
浄化センター	9	4	1	3	1		
建設部	46	16	12	8	3	6	1
教育総務課	6	3	2			1	
学校教育課	6	3	2		1		
社会教育課	7	3	2		2		
スポーツ文化課	7		4	1		1	1
学校給食センター	2		2				
教育委員会	28	9	12	1	3	2	1
会計室	3	2	1				
議会事務局	3	3					
選挙管理委員会事務局	2	1		1			
消防総務課	16	2	12	1	1		
警防課	25	2	17	3	1	2	
予防課	14	2	8	3	1		
消防署	4	2	2				
消防部	59	8	39	7	3	2	
合計	377	110	157	50	26	28	6

○推計条件

職員の参集可能人数については、職員参集状況調査結果を基に、参集困難者（本人又は家族の死傷、自宅の被災、参集途中等の救助・救出活動）を見込んで推計する。

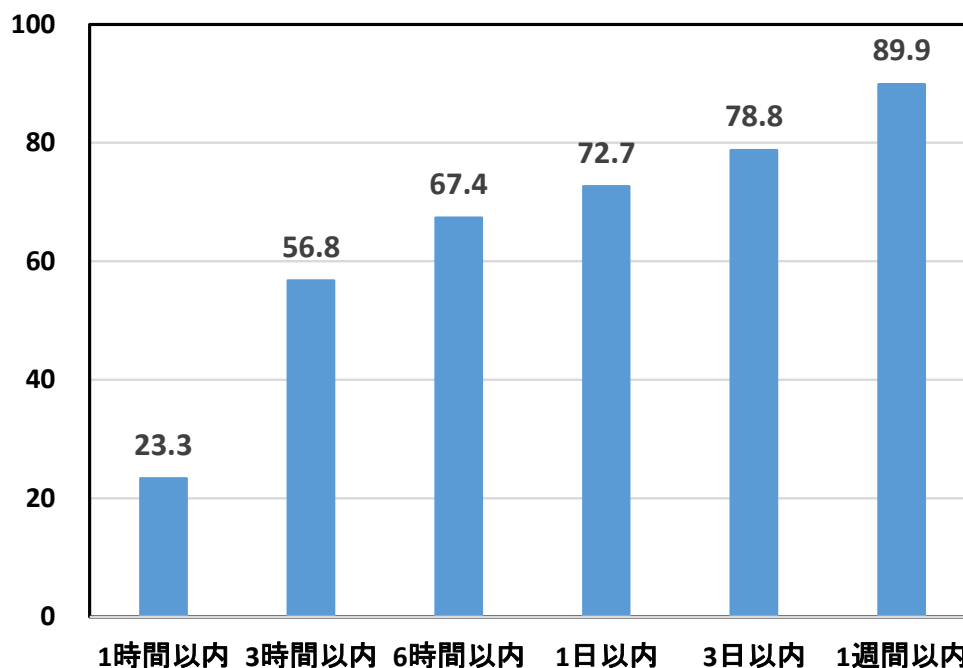
なお、参集困難者の割合は、被災後3日目までを20%、4日目～1週間を10%とする。

【職員参集推計結果】

参集時間	1時間以内	3時間以内	6時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内
参集率(%)	23.3	56.8	67.4	72.7	78.8	89.9

【時系列でみる参集職員の割合】

(%)



4－3．安否及び参集状況報告

非常時優先業務を迅速かつ的確に執行する体制を整えるためには、職員の安否を確認し、参集可能な人員を把握する必要がある。

第2非常体制配備時、職員は、本人及び家族の安否、参集可能時間について、職員参集メールシステムにより報告する。

第5章 業務執行環境の確立

本庁舎等災害時に重要な機能を有する施設について、非常時優先業務を迅速かつ的確に遂行するために不可欠な資源等について整理するとともに、各資源における「課題」を抽出し、「対策」を検討する。

5－1．市庁舎等の耐震性

《現状と課題》

市庁舎は、耐震化工事を実施しているが、庁舎内の天井設備の落下防止対策等は施されていない。その他の公共施設については、耐震性を有している。

《対策》

- ・庁舎大規模改修時に電気照明等も含む天井設備の改修を検討する。
- ・被災により市庁舎が使用不能となる場合は、次の順位の施設に災害対策本部を設置する。

【災害対策本部を設置する代替施設の順位】

順位	施設名
第1順位	保健センター
第2順位	総合消防防災センター
第3順位	被災を免れた近くの公共施設等

＊地域防災計画より

5－2．執務室

《現状と課題》

公共施設における備品の転倒・落下・移動防止マニュアルを策定し、公共施設の対策を実施している。ただし、地震の規模によっては、機器の故障や散乱した書類等の片付け等により、迅速な業務遂行ができない可能性もある。

《対策》

- ・市庁舎が使用不能となった場合、執務室は、保健センター1階、東分庁舎、西分庁舎とする。

5－3．電力

《現状と課題》

被災時における市庁舎周辺の電力復旧に3日程度を要するとされている。現在、市庁舎に非常用発電機を設置しているが、専用の電源回路を識別することが困難である。

《対策》

- ・庁舎大規模改修時に、非常用電源用のコンセント等を明確にする。
- ・総合消防防災センターにおいては、非常用電源設備の連続稼動時間が3日に満たないため、稼動停止後の復旧方法について定める。

【市庁舎等の非常用電源設備】

	市庁舎	保健センター	東分庁舎	総合消防防災センター	陶分署
出力	400KVA	250KVA	75KVA	74KVA	10KVA
燃料種別等	軽油1820	軽油190ℓ	軽油940	軽油650	軽油1980
稼動可能時間 (給油連続稼動)	3時間 (3日：要給油)	4時間 (3日：要給油)	4.8時間 (3日：要給油)	3時間 (1日：要給油)	48時間 (3日：要給油)
非常用 コンセント	無	62個	無	35個	2個
電源供給設備	防災通信関係システム、サーバ設備、屋内消火栓、非常用照明、誘導灯等	サーバ設備、非常用照明、誘導灯、エレベーター等		指令台・無線設備、サーバ設備等	指令台・無線設備

*各コミュニティーセンター及び市民体育館は、防災倉庫に配備しているインバータ搭載型発電機（ガソリン）を使用し、必要機材に電源を供給する。

5－4．燃料

《現状と課題》

燃料供給については、岐阜県石油商業組合瑞浪支部及び岐阜県エルピーガス協会土岐支部と災害時における燃料の供給に関する協定を締結し、燃料の供給を受ける。しかしながら、幹線道路の通行止め等に伴い、協定に基づく燃料供給が行われないことも想定する必要がある。

《対策》

- ・日頃より協定先と連携し、燃料の受援体制を確認する。
- ・保健センター屋上に配備したポリタンク（200ℓ用×20個）で燃料を受け取る。

- ・各施設管理者は、日頃より燃料の供給体制を確保する。
- ・日頃より、公用車等の適正な給油について周知徹底する。
- ・庁舎大規模改修時に発電機用燃料タンクの設置について検討する。

5－5．通信

《現状と課題》

被災時の通信手段は、電力に依存するものが大半を占めている。停電時の運用手順、電力供給方法等について職員に周知されていないため、業務遂行の妨げとなる恐れがある。

【通信設備の稼働状況】

項 目	停電時の稼働状況
防 災 行 政 無 線	3階無線室内の防災行政無線システムは、同報系システムと同報用 J－A L A R T システムで構成されている。同報系システムは、バッテリーにより 1 日程度(使用頻度により減有り)の稼働となるが、同報用 J－A L A R T システムは、無停電電源装置により 1 0 分程度の稼働となる。
防 災 ラ ジ オ	保健センター内の防災ラジオシステムと防災ラジオ用 J－A L A R T システムは、無停電電源装置により 3 0 分程度の稼働となる。
県防災情報通信 シ ス テ ム	塔屋空調機械室の県防災情報通信システムは、無停電電源装置により 3 0 分程度稼働となる。
M C A 無 線	バッテリーパックの容量分のみ通信可となる。
衛星携帯電話	バッテリーパックの容量分のみ通話可となる。
一 般 電 話	一般回線は規制され、災害時優先回線のみ発着信可となる。また、電話交換機稼働時のみ内線により転送可となるが、3回線分に限られる。 『災害時優先回線』＊1チャンネル ①危機管理室（内線 332、68-9736）、②土木課（内線 257、68-9815）、 ③当直室（内線 141、68-2111）
2階大会議室災 害時優先電話	『災害時優先回線』＊2チャンネル ①66-0050(66-0057)、②66-0051(66-0058)、③66-0052(66-0053)
庁 内 L A N	3階電算室の機器は、無停電電源装置により 3 0 分程度稼働となる。
職員参集メール	危機管理室の P C からインターネット回線を使用して発信するため、庁内 L A N の稼働する 3 0 分程度使用可となる。

《対策》

- ・停電時の通信手段確保に伴う対応を次のとおりとし、担当部署に電力供給方法について周知・徹底する。

【通信設備の停電時における対応】

項 目	停電時の対応	担当部署
防 災 行 政 無 線	本庁舎非常用発電機から自動で電源供給される。	危機管理室
防 災 ラ ジ オ	保健センター非常用発電機から自動で電源供給される。	危機管理室
県防災情報通信 シ ス テ ム	本庁舎非常用発電機から自動で電源供給される。	危機管理室
M C A 無 線	保健センターの非常用コンセントにて電源を供給する。	危機管理室
衛星携帯電話	保健センターの非常用コンセントにて電源を供給する。	危機管理室
一 般 電 話	発電機（市役所防災倉庫内）を用いて、3階無線室内の回線終端装置及び電話交換機に電源を供給する。	総 務 課
2階大会議室災害時優先電話	発電機（市役所防災倉庫内）を用いて、2階大会議室のI S D N回線用のターミナルアダプターに電源を供給する。	危機管理室
庁 内 L A N	30分の間にサーバ機器のシャットダウンを行う。その後、保健センター、または東分庁舎に機器を移設する。	企画政策課
職員参集メール	庁内LAN接続時は、危機管理室内のパソコンで参集メールを配信し、庁内LAN非接続時は、保健センターのパソコンで配信する。参集状況等は、保健センターで確認する。 *勤務時間外の配信等については、危機管理室担当者の携帯電話で行うものとする。	危機管理室

5－6．情報システムのバックアップ

《現状と課題》

業務用システムについては、クラウド化によりシステム委託者（岐阜県市町村行政情報センター）が外部施設でバックアップを行っている。また、事務用システムについては、システム担当部署が本庁舎電算室及び保健センターサーバ室の双方でバックアップをしているが、速やかにデータを復元できる体制整備が必要である。

《対策》

- ・バックアップを基にデータを復元できる職員の育成を行う。

5－7．職員用の飲料水・食料

《現状と課題》

庁舎内に職員用の飲料水・食料（300人×1日分）を備蓄することとし、3日分を配備している。また、職員共済会に申し入れをすることで、地下売店の飲料水・食料を職員用として確保することができる。加えて職員に対して、最低3日分の飲料水と食料を参集時に持参するよう啓発している。

《対策》

- ・参集時における飲料水・食料の自助による準備について周知徹底する。

5－8．職員用トイレ

《現状と課題》

庁舎内に職員用の簡易トイレセット（300人×3日分）を備蓄することとし、3日分を配備している。

《対策》

- ・簡易トイレの適正使用について職員に周知徹底する。

5－9．用紙・トナー

《現状と課題》

用紙及びコピー機のトナーは各所属で購入し、在庫を管理している。また、プリンターのトナーやインクについては、企画政策課情報ネットワーク係で一括購入し、在庫の管理を行っている。

《対策》

- ・各所属に対して、用紙、トナー等については、一定量の在庫を保つよう周知徹底する。
- ・各所属は、非常時優先業務の実施に使用する申請書等の必要書類について、一定量の在庫を保つよう管理する。

第6章 指揮命令系統

6-1. 権限の代行

大規模な災害発生時においても業務継続を適切に行うためには、物質的な資源の確保だけでなく、指揮命令系統を確立しておく必要がある。このため、被災により業務に従事できない、参集に時間を要する等の理由により責任者が不在の場合であっても、緊急時に重要な意思決定が行えるように、あらかじめ以下のとおり職務の代行順位を定める。

【決定権限順位表】

職務代行の対象者	職務代行の順位				
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	第5順位
災害対策本部長(市長)	副市長	教育長	総務部長	まちづくり推進部長	民生部長
危機管理室長	生活安全課長	市民協働課長	総務課長	企画政策課長	—
総務部長	総務課長	企画政策課長	秘書課長	税務課長	市民課長
まちづくり推進部長	生活安全課長	市民協働課長	—	—	—
民生部長	民生部次長	高齢福祉課長	保険年金課長	健康づくり課長	
経済部長	経済部次長	農林課長	商工課長	窯業技術研究所長	クリーンセンター所長
建設部長	土木課長	都市計画課長	上下水道課長	浄化センター所長	—
会計管理者	会計室長	—	—	—	—
教育委員会事務局長	教育総務課長	学校教育課長	社会教育課長	スポーツ文化課長	—
議会事務局長	議会事務局総務課長	—	—	—	—
消防長	消防署長	消防総務課長	警防課長	予防課長	—

第7章 業務継続体制の向上

7－1．計画の浸透

発災時に的確に業務継続計画を実行するためには、平常時より職員がこれを理解し、職員それぞれが、所属内において行うべき行動を認識しておく必要がある。このため、職場研修等によりこの計画を周知・徹底し、所属内で内容を共有していくことが求められる。

7－2．教育訓練等

職員への計画の周知、徹底とともに、災害が発生した際に実際に行動ができるよう対応能力の向上を図ることが重要である。このため、職員に対する教育・訓練が求められる。

教育・訓練に関しては、下記訓練等を計画的に実施していくことが必要である。

(1) 安否確認訓練、参集訓練

あらかじめ定められた方法（瑞浪市職員行動マニュアル、初動マニュアル）により、各職員は安否情報を連絡し、集約・報告する。あわせて、参集の訓練も行う。

(2) 内部研修、階層別研修を活用した研修の実施

業務継続体制の説明、各所属との非常時優先業務や職務代行等を含めた指揮命令系統の確認を行う。

(3) 情報伝達訓練

災害発生を想定した実働訓練や規律訓練を実施する。

7－3．点検・是正

業務継続計画の検討は、災害を想定して検討するものであることから、検討結果を踏まえても緊急時の完全な体制が構築できるとは限らない。訓練等を通じて計画の実効性等を検討し、把握された問題点や訓練等に基づいて、業務継続体制や計画を是正するなど実効性等を点検し、レベルアップを図っていくことが求められる。

また、業務継続計画の実効性を高めるために、教育や研修により、計画の定期的な点検を行い、継続的に改善を行う。（PDCAサイクルによる継続的な改善）